

旧石垣空港跡地に 「急患搬送用暫定ヘリポート」が 設置されます！ ～地域の要望を契機とした国有財産の活用～



沖縄総合事務局(八重山財務出張所)は、旧石垣空港跡地に所在する未利用国有地(財務省所管普通財産)を、これまで県立八重山病院(約3ha)、石垣市新庁舎(約2.4ha)、市道旧空港跡地線(約0.3ha)の用地として沖縄県、石垣市へ時価売払や無償貸付をしており、地域の課題解決に貢献する観点を踏まえて有効活用を進めています。

現在、石垣市が同空港跡地を事業区域として土地区画整理事業による基盤整備を進める方向で手続きを進めていますが、この中には当局管理の未利用国有地が今なお約19ha含まれていることから、石垣市の計画するまちづくりに地権者の立場で協力をしています。

こうした中、沖縄県より、石垣島周辺離島から石垣島への急患搬送におけるヘリコプターの着陸地点が新石垣空港となっていることを踏まえ、「急患搬送の時間を短縮するため、県立八重山病院に隣接する国有地を使用して暫定ヘリポートを設置したい」とする要望を受けました。

同要望に基づき、国有地の使用について検討した結果、ヘリポートの設置は救命の可能性を高めるためのものであるほか、暫定であることから石垣市が手続きを進めている土地区画整理事業の実施上も影響を及ぼさないと認められたこと、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進するという国有地の管理処分の基本方針にも合致すると判断したことから、令和2年6月に沖縄県との間で一時貸付契約を締結しました。



離島で患者を収容するヘリコプター
(写真提供:第十一管区海上保安本部石垣航空基地)



一時貸付契約の概要

利用期間 令和2年7月～令和5年6月までの3年間
利用面積(国有地部分) 約2,200m²

国有財産は国民共有の貴重な財産であり、当局では、引き続き、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を進めてまいります。

お問合せ先
八重山財務出張所 ☎0980-82-4941